

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

4 安中土壌汚染公害反対闘争

和解による全面解決

一九七二年四月に提起された安中公害反対裁判について、八一年三月三〇日の前橋地裁判決は、公害裁判史上はじめて東邦亜鉛の故意責任を認めたと、同時に損害賠償は超低額であったために、双方控訴し、舞台は東京高裁に移っていた。

八五年五月二四日、東京高裁(小堀勇裁判長)は被害者、会社双方に和解勧告をした。和解交渉のポイントは損害賠償額と工場内立入調査を含む公害防止協定の締結の二点であった。

同年七月からはじまった裁判所での和解は、現段階での公害の発生を否定し公害防止協定を結ぶつもりはないと主張する会社側の抵抗にあって難航し、同年一月一日から裁判所での和解交渉は損害賠償金の問題にしぼり、公害防止協定の締結の問題については裁判外で交渉をつづけることとなった。

八六年一月に入ってから、公害防止協定の締結をめぐる予備交渉がはじまり、この交渉と併行しておこなわれてきた東京高裁での和解交渉では、八六年六月一二日、東京高裁は総額四億五〇〇〇万円の支払いで結着をつけるよう打診した。また、公害防止協定の交渉についても、紆余曲折ののち、八六年九月二二日までには、工場内立入調査などの細目について合意に達し、同日午前中に地元安中市の安中農協碓東支所において安中製錬所への立入調査を含めた公害防止協定、同覚書を調印・締結し、つづいて同日午後東京高裁において右公害防止協定を確認し、東邦亜鉛は原告側に総額四億五〇〇〇万円を支払うという内容の和解が成立した。

以上により、公害発生より五〇年、提訴より一四年五ヵ月を経て、安中公害問題は全面解決することになった。

公害防止協定の要旨

安中公害の解決にあたって被害者原告団、弁護士と東邦亜鉛との間で締結された協定の要旨は、つぎのようにまとめることができる。

(1) 原告団および弁護士は年一回(その他必要に応じて)東邦亜鉛安中製錬所の立入調査をおこなう。

調査にあたり、会社は汚染物質の測定資料および公害防止にかんする資料を提出する。

調査期間は一応五年間とし、双方協議のうえ延長することができる。

(2) 安中製錬所から排出される汚染物質について、原告が選定した第三者機関による専門調査をおこなう。

調査の費用は会社の負担とする。

(3) 会社はいつでも誠意をもって原告との協議に応じる。

(4) 本協定期間経過後については、県、市において協議機関等を設置するよう双方が要求する。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
